

社会福祉法人松阪市社会福祉協議会 乗合自動車使用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松阪市社会福祉協議会車輛管理規程（以下「規程」という。）第11条の規程により、社会福祉法人松阪市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の所有する乗合自動車（定員20人以上）の使用手続き及び許可、運行に関する事項を定めるものとする。

(法令、規則等の関係)

第2条 乗合自動車の運行については、規程に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(使用の条件)

第3条 乗合自動車の使用条件は次に掲げるとおりとし、許可を行う。

- (1) 使用目的が本会の事業及び各種団体で、各所属が乗合自動車を必要とするものであること。
- (2) 運転手は社会福祉法人松阪市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）の指定した職員であること。

(3) 前号に掲げる以外の運転手の場合は、事務局長、支所長と会長が協議のうえ決定する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を禁止する。

- (1) 勤務時間外での使用
- (2) 休日の使用
- (3) 県外地域への使用
- (4) 宿泊を要する場合の使用

3 前2項の規定にかかわらず、緊急の用務その他特殊事由が生じたときは、会長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(使用の申込み)

第4条 乗合自動車を使用しようとする各課、また各支所は、使用予定日の30日前までに乗合自動車使用申請書（様式1号。以下「申請書」という。）に必要事項を記載し、会長に提出するものとする。

(使用の決定)

第5条 前条の規定による申込みを受けた会長は使用の可否を決定し、その結果を速やかに申請者に乗合自動車許可・却下（様式2号。以下「許可・却下」という。）を通知するものとする。

(運行計画の変更)

第6条 運行計画の変更について出発前はその都度申請書を提出するものとし、出発後の変更は認めない。ただし、緊急を要する場合、次条で規定する添乗員と運転手の変更の協議がなされ会長の許可を受けた場合は、この限りでない。

(助手の添乗)

第7条 使用の承認を受けた各課、または各支所は、定員40人以上にあつては1人以上の普通自動車以上の運転免許証を取得している本会職員を助手として添乗させ運行に協力させなければならない。

(使用後の報告)

第8条 使用後は乗合自動車使用報告書に所定の事項を記載し、会長に報告しなければならない。

(使用料)

第9条 乗合自動車の使用料金は無料とするが使用後は、本会の事業以外の使用の場合は、燃料を満タンにして返さなければならない。

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年 1月 4日から施行する。